

6 スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年11月頃～	農業者グループからの申請(秋肥分)
令和4年12月頃～	農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)
令和5年1月頃～	農業者グループからの申請(春肥分)
令和5年4月頃～	農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

補足事項

- ・秋肥の申請は11月、12月、2月に取りまとめを行います。
- ・春肥の申請は2月を期限としますので、計画的な注文・購入をお願いいたします。

※ スケジュールは令和4年10月時点の見込みです

7 県の上乗せ支援等

山形県では、国の支援分(前年から増加した肥料費の7割)に**1.5割**を上乗せして支援金を交付します。

申請は国支援分と合わせて一括で受付けます。

併せて、土壌分析や堆肥等の利用拡大を通し、化学肥料の低減に向けた地域農業の取組みを支援するため、機械の導入等を支援します。お問い合わせは山形県農林水産部農業技術環境課(Tel:023-630-2481)へ



農林水産省ホームページにおいて、本パンフレットの解説動画を掲載しておりますので、是非ご覧ください！

肥料価格高騰対策事業



お問合せ先 最寄りの市町村農林主務課へ

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費を支援**します。

1 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

2 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します(国支援分*).

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}} \times \frac{\text{使用量低減率}}{\text{統計データを基に決定}} \right) \right] \times 0.7$$

*山形県では、国支援分を上乗せして支援金を交付します(7を参照)。

3 申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
(本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。)
- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照

つや姫生産者の記載例

化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

肥料

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
水稲	15
その他	5
計	20

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	○	◎
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 田畑輪換栽培		
タ 化学肥料不使用の取組 ※同一圃場で他の取組との重複不可		
チ 化学肥料由来窒素5割以上低減の取組 ※同一圃場で他の取組との重複不可	○	○

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 山形太郎

4 取組メニューの補足

例えばこのような内容が取組メニューに該当します。

- ✓ pH、ECなど土壌分析に基づいて施肥量を調整する。
→ア)土壌診断による施肥設計
- ✓ 葉色診断を参考に施肥量を調整する。
→イ)生育診断による施肥設計
- ✓ 有機質入りの肥料を使用する。
→キ)有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用
- ✓ 施肥量を単肥(尿素など)で調整する。
→コ)低成分肥料(単肥配合を含む。)の利用
- ✓ 水田と畑地のブロックローテーションを行う。
→ソ)田畑輪換栽培

取組メニューの注意点

- ソ)田畑輪換栽培・・・畑地から水田に転換した場合に○が付きます。
 - タ)化学肥料不使用の取組※・・・有機栽培を想定しています。
 - チ)化学肥料由来窒素5割以上低減の取組※・・・特別栽培を想定しています。
- ※「タ 化学肥料不使用の取組」「チ 化学肥料由来窒素5割以上低減の取組」は同一圃場で他の取組(キ有機質肥料の利用など)を行う場合、どちらか一方のみに○をつけて下さい。記載例は、つや姫で特別栽培を行い、はえぬきで有機質入り肥料の利用面積拡大に取り組む想定です。

証拠書類の保管

取組を実施したことが分かる書類、写真を残しておいてください。

例:土壌診断結果、生育診断結果、取組メニューの対象となる肥料の伝票(堆肥、有機質肥料等)、局所施肥等の作業写真

5 申請方法

農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

※農協や肥料販売店などでまとめて、5戸以上のグループで申請することを想定しています。

